

新型コロナウイルス感染防止を考慮した社員総会の開催方法について

新型コロナウイルス感染拡大を受けて、社員が多数集まる社員総会の開催が危惧されています。この状況を考慮し、以下に、実際に集まる社員数を減らした社員総会の開催例をご案内します。法人の実情に合わせてご参考になさってください。

(文中の「社員」と「正会員」、「社員総会」と「総会」は、同じ意味合いです。)

1. 書面表決、または表決委任を積極的に利用して、社員総会を開催する。

ほとんどのNPO法人の定款には、以下の旨の規定が設けられています。

(議長)

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(表決権等)

やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

上記の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

これらの定款の規定がある場合、以下の手順で社員総会を行うことが可能です。

- (1) 今回の社員総会は、新型コロナウイルス感染防止のため、必要最低限の出席者で開催したい旨を正会員に説明し、理解を得る。
- (2) 正会員の表決権は、書面表決、または表決委任にて、極力行使していただくよう正会員に説明し、理解を得る。
- (3) 社員総会開催日までに、書面表決書、表決委任状を取りまとめる。
 - 社員総会に当日出席する正会員数、書面表決者数、表決委任者数の合計が、正会員総数の2分の1以上になるように。
 - 2分の1以上にならないと、総会を開催することができません。
- (4) 社員総会開催日に、必要最小限の人数が集まり、社員総会を進行する。
 - ① 議長、議事録署名人の選任。

- ② 当日集まった正会員、事前に取りまとめた書面表決者・表決委任者の賛否の数で、議案を議決。
- (5) 行われた総会の議事録を作成し、議長及びその会議において選任された議事録署名人が記名、押印する。

※上記の例では、実際に集まる人数は、最低限3名（議長1名、議事録署名人2名）で総会を開催することができます。ご検討ください。

2. インターネットを活用して社員総会を開催する。

社員総会とは、原則、社員が集まって協議、意見を交換することにより、法人の意思を決定する会議をいいます。

ただし、社員が実際に集まらずとも、テレビ会議システム等の新たなIT・ネットワーク技術を活用することによって、実際上の会議と同等の環境が整備されるのであれば、社員総会を開催したものと認められます。

その場合、役員のみならず社員も発言したいときは自由に発言できるようなマイクが準備され、その発言を他者や他の会場にも即時に伝えることができるような情報伝達の双方向性、即時性のある設備・環境が整っている必要があります。

※上記のような設備・環境が整っている法人は、この方法もご検討ください。

3. 1と2の併用

上記2の設備・環境が整っている正会員がテレビ会議システム等で総会を進行し、設備・環境が整っていない正会員は、1の書面表決、表決委任を利用する方法も考えられます。

上記の例では、最低限3名（議長1名、議事録署名人2名）がテレビ会議システム等を利用すれば、その他の正会員は、書面表決、表決委任を利用することで総会進行が可能です。

4. みなし総会決議（社員総会の決議の省略）を利用する。

実際に社員総会で人が集まらなくても、理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなすことができます。（法第14条の9）

※全ての議案で、正会員の全員から同意の意思表示が得られる見込みがある場合は、この方法もご検討ください。